

令和 7 年 4 月 7 日

保 護 者 様

香美町立小代中学校
校 長 宇川 智子

兵庫県北部・但馬北部に「警報」が発せられた場合の対応について

午前 6 : 3 0 の気象情報で、「兵庫県全域、または但馬北部全域、香美町」に気象警報【大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雨等（波浪・高潮は除く）】が発せられた場合、下記のとおり対応しますので、よろしくをお願いします。

記

- | | | | |
|----------------------------|----------|---|------|
| ◇ 午前 6 : 3 0 | 気象警報が発令中 | ⇒ | 臨時休校 |
| ◇ 午前 6 : 3 0 | 気象警報解除 | ⇒ | 登校 |
| ※ テレビの『dボタン』で警報の確認をしてください。 | | | |

※ 防災無線での連絡は行いませんので、気象情報をご確認ください。

*授業中に気象警報が発令された場合には、発令時刻や気象状況等を踏まえ判断し、下校とします。その場合、メール配信システムより連絡・放送をいたしますので、ご注意ください。

小代中学校

電 話 (9 7) 2 0 4 0

F A X (9 7) 3 2 3 5

保護者様

香美町立小代中学校
校長 宇川 智子

緊急時の生徒の保護者への引渡しと待機の判断について

陽春の候、保護者の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、災害発生時、学校には、災害の状況や周囲の被害状況、今後起こりうると考えられる危険を予測して、生徒を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかの判断が求められます。そこで学校としての引き渡しを行うルールを下記のとおりあらかじめ定めて対応したいと考えております。ご理解いただきますよう宜しくお願いします。

記

■引き渡しのルール

この「引き渡しのルール」(下表)は、文部科学省が「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成手引き」において、「引き渡しのルール(例)」の中で示している「**震度5弱以上**」を地震の際の引き渡しの判断基準として、津波による被害が予想される学校の大津波・津波警報発令時のルールを示したものです。

小代中学校においてもこのルールに準じ、生徒の安全を確保するものとします。

	地震発生時のルール	〈津波による被害が予想される学校〉 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	・ <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	・警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上か高台の避難場所へ避難する。
児童生徒が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 ・ <u>震度5弱以上の地震</u> の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。	・警報が解除されても、校内及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が在校中	・ <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	・警報が発令された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 ・ <u>警報が解除されるまで、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。</u> ・警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。